

日本に住む一人ひとりに12桁の番号を割り振り、税金や年金といったさまざまな個人情報をその番号と結びつけて管理する税と社会保障の共通番号(マイナンバー)制度が2016年に始まる。住民が便利になったり行政コストが減ったりするとうたわれているが、認知度は高くない。どんなしくみで、どれだけ便利になるのかまとめた。

### 15年10月から赤ちゃんとお年寄りまで一人ひとりに個人番号の通知が始まる。

住んでいる市区町村から簡易書留で通知カードが届く。16年1月以降、市区町村の窓口で通知カードを持って行けば、個人番号カードというICカードと無料で交換してもらえる。いちど割り振られた番号は、引越しても結婚でも名前が変わっても基本的に一生変わることはない。

番号を導入するのは行政手続きを効率化するため。まず、今の手続がどれほど面倒かといかお聞きする。一人ひとりの個人情報は様々な行政機関がバラバラに管理している。住民票データベースや住民税の課税情報は市区町村、年金の給付額は年金事務所、失業情報はハローワークという具合に散らばり、それぞれ別の機関のあいだで情報のやりとりができていない。

このため、ある行政機関への手続きの際に別の機関が管理する個人情報が必要になる場合、住民が自分で証明書の取ってきて提出しなければならぬ。例えば年金事務所に給付を申し込むとき一緒に提出する住民票や課税証明は住民が市区役所などに出て取得しておかないといけない。窓口が混んでいれば半日くらいかかっている。

システム上で取得した個人番号が導入されれば、散り散りになった個人情報を番号にひもつけて行政機関どうしでも共有できる。例えば前述の年金の給付の申し込み。住民が年金事務所にマイナンバーを伝えれば年金事務所がシステム上で市区役所などが持つ情報を呼び取り、行政機関と照合してきいてくれる。行政機関を駆けずり回る必要はなくなる。

児童手当の現況届を出す際は年金手帳や健康保険証の添付を申請する。学生が奨学金を申請するときも住民票や保護者の課税証明書の提出が必要になる。引越の際に郵送や転入の手続きをワンストップで済ませられる。

行政機関にも利点は大きい。住民票や課税証明書の発行が減るため、そのぶん人件費が浮く。銀行も口座を持つ顧客に対してマイナンバーを登録するよう求めるため、税務署は不正の疑いのある人の口座情報を銀行から得やすくなる。所得の過少申告や二重扶養といった不正を防げるようになる。

行政手続きの効率化で税金の漏れが減ると、コスト削減と増収増税を合わせて数千億円の増収効果があるとみられる。

ただ、こうした恩恵の多くは17年から。国の機関がオンラインで情報を取り取りするのは17年1月からで、そこに自治体の情報も加わるのは17年7月以降になる。

16年のうちから個人番号カードを運転免許証などのかわりに身分証として使うことはできる。銀行の口座開設やパスポートの発給などに役立つ。市区町村が条例を定めれば、図書館の利用

## マイナンバー始動 どう変わる

# 税や年金など手続き楽に

## 口座連携で不正防ぐ

マイナンバーはまだ可能性を秘めている。医療分野への導入だ。政府はカルテやレセプト(診療報酬明細書)もマイナンバーでひもついていると中期の検討課題としている。医療機関が患者の情報を共有できれば、無駄な検査や投薬を避けることができる。民間試算では、医療分野の活用が進めば二重授業の削減などで1.7兆～1兆円も医療費を減らせる。

ただ、日本医師会などが「プライバシー性の高い医療情報を第三者が管理してはいけない」と反発しており、調整が難航する可能性もある。

米国や韓国、フランス、デンマーク、スウェーデンなどはすでにマイナンバーを導入し、医療分野にも活用している。医療費の削減は日本の財政健全化にも直結するだけに、マイナンバーの活用による効率化が期待されている。

政府は民間企業への利用

## DATA 2700億円の投資効果を注視

マイナンバーには多額の税金がかけられる。政府はシステム投資だけで約2700億円の国費が必要だが、制度を周知するための広報費や毎年の維持費を含めると、大幅に膨らむ。既に2014～15年度にかけて、約2200億円の予算を計上した。システムには初期投資だけでなく、毎年数百億円の維持費がかかる。広報費には計1000億円以上の予算が必要だとの指摘もある。政府は行政手続きの提出が不要になるなどして、国民や企業のコスト負担は300億円超減るとしている。それでも、費やされる税金に比べたら大幅に小さい。多額の税金に見合うだけの費用対効果が本にあるのか、注意深く見ていく必要があるようだ。

民間企業のシステムは、マイナンバーを利用する利用事務(「はてまぎ」)は、従業員100人以上の企業に限定し、個人番号を社内管理し、従業員の源泉徴収票や給与支払い明細書への記載など「関係事務」を行うことになる。マイナンバー法制は、関係事務を行う民間企業に対して、マイナンバーを厳格管理するよう求めるルールを定めている。

マイナンバー法では、企業は従業員などから取得したマイナンバーを社内管理するための「安全管理措置」を取らなければならない。具体的には、マイナンバーを取り扱うための基本方針と取扱規定を策定し、関連する事務を担当する社員を限定することが定められている。

システム面では、マイナンバーを管理するデータベース

## 情報管理 企業に重い責任

で利用状況やアクセスログを記録できるものしなければならず、企業は管理システムの改修や、給与ソフトウエアのアップデートが必要になる。従業員100人以下の中小企業の場合は、負担を軽減するための措置が取られている。

多くの企業で問題になるのは、マイナンバーの管理をクラウド事業者などの外部事業者に委託する場合だ。実際には、委託先の責任を委託先で監督する責任を負う。委託先との契約に連帯するかが企業がリスク管理をする上で重要なポイントになる。マイナンバーの管理を委託した場合、委託元の企業は委託先だけでなくその先の再委託先まで監督する責任を負う。委託先との契約に連帯するかが企業がリスク管理をする上で重要なポイントになる。

拡充も検討している。社員証やクレジットカード、キャッシュカード、健康保険証としての活用を検討する方針だ。死亡届が出されたときに遺族が保険会社や銀行、証券会社に情報を届ける(ようにして)、相続や保険金の支払い手続きを簡便にする。こうした提案も出ている。

内閣府の今年1月の世論調査では、マイナンバーの内容を知っていると考えた人は全体の28%にとどまっている。根拠がほとんどは家や職場の人から制度を理解し、カードを取得する必要がある。政府には周知徹底も求められる。

## 情報管理 企業に重い責任